

## 土浦市統一指定ごみ袋の認定基準

(趣旨)

第1条 この告示は、本市において家庭系ごみを排出する際に使用する市統一指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定袋の種類)

第2条 指定袋は、次条に規定する要件に適合する袋で、第4条第1項の規定による市長の認定を受けて製造されるものとする。

2 指定袋の種類は、生ごみ専用とする。

(指定袋の要件)

第3条 指定袋の規格は、別表のとおりとする。

2 指定袋は、包装用外袋から1枚ごとに取り出せる形態とし、1セットの枚数は、限定しないものとする。

(指定袋の認定)

第4条 指定袋を製造しようとする者（以下「申請者」という。）は、土浦市指定袋認定申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の履歴書及び住民票の写し（法人にあつては、定款の写し及び商業登記簿謄本）
- (2) 申請者の誓約書及び業務経歴書
- (3) 販売ルート及び市内の予定販売店一覧表
- (4) ごみ袋の仕様、サイズ等を示す図面等及び見本品
- (5) 別表に定める材質、厚み、大きさ及び引張強度の規格を満たすことを証する書類であつて第三者機関が発行するもの
- (6) 嫌臭剤を混合する場合にあつては、その種類、商品名及び効果等
- (7) ごみ袋ごとの販売予定価格一覧表
- (8) 他市町村の認定等を受けている場合にあつては、当該認定等を受けていることを証する書類の写し

3 市長は、第1項の認定をするときは、申請者に対し、土浦市指定袋認定書（様式第2号。次条第1項及び第7条第2項において「認定書」という。）を交付するものとする。

(認定の表示)

第5条 認定書の交付を受けた申請者（以下「製造者」という。）は、指定袋の表面に市が認定する指定袋であることを示す認定番号を、包装用外袋の表面に認定番号及び製造者名を表示するものとする。

2 前項に規定するもののほか、包装用外袋の表面には、家庭用用品品質表示法（昭和37年法律第104号）及び製造物責任法（平成6年法律第85号）による表示をするものとする。

(改善の指示)

第6条 市長は、指定袋が第3条に規定する要件に適合しないと認めるときは、製造者に対し、改善の指示をすることができる。

(認定の取消し)

第7条 市長は、製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、土浦市指定袋認定取消書(様式第3号)により、指定袋の認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) この告示に違反して、指定袋を製造したとき。
- (3) 前条の改善の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による認定の取消しを受けた製造者は、直ちに認定書を市長に返還しなければならない。

(指定袋製造の廃止)

第8条 製造者が指定袋の製造を廃止しようとするときは、土浦市指定袋製造廃止届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(製造者の責務)

第9条 製造者は、指定袋の製造、品質管理及び販売に十分留意し、円滑な供給が行われるように努めなければならない。

2 製造者は、全市的な普及と市民の購入の利便を図るため、市内の販売店を確保するように努めなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成7年11月13日告示第105号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日告示第68号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成26年6月11日告示第179号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の土浦市統一指定ごみ袋の認定基準の規定により認定された市統一指定ごみ袋については、この告示による改正後の土浦市統一指定ごみ袋

の認定基準の規定により認定された市統一指定ごみ袋とみなす。

付 則（平成30年9月6日告示第233号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（令和3年5月31日告示第193号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

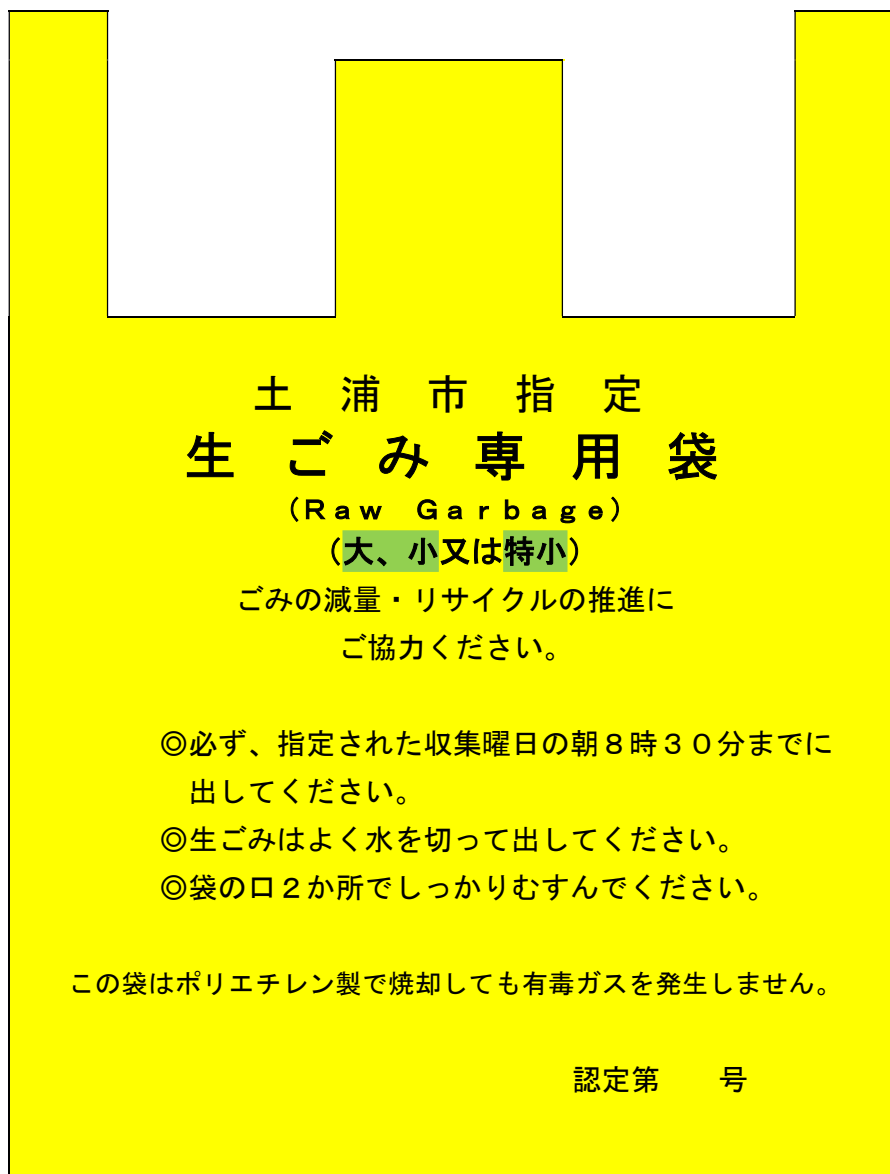
別表（第3条、第4条関係）

区分	生ごみ専用袋	
(1) 材質	高密度ポリエチレン	
(2) 厚み	0.025 mm以上のもので(4)引張強度に耐えられるもの	
(3) 大きさ	大	縦 580 mm 横 490 (345+145) mm その内 袋部 415 mm 取手部縦 165 mm 取手部横 50 mm以上 縛紐縦 130 mm 縛紐横 45 mm以上 100 mm以内
	小	縦 480 mm 横 390 (255+135) mm その内 袋部 325 mm 取手部縦 155 mm 取手部横 45 mm以上 縛紐縦 120 mm 縛紐横 40 mm以上 70 mm以内
	特小	縦 420 mm 横 275 (180+95) mm その内 袋部 300 mm 取手部縦 120 mm 取手部横 30 mm以上 縛紐縦 70 mm 縛紐横 30 mm以上 40 mm以内
(4) 引張強度	縦方向 29.4MP a 以上 横方向 19.6MP a 以上	
(5) 色及び透明度	黄色の半透明のもので内容物が目視で識別できる程度の透明性を有するもの（着色率1%と同等のもの）	
(6) 印刷	片面1色印刷 紫色	
(7) 袋の形態	手提げ袋タイプのガゼット式	
(8) 認定番号の表示	図1のとおりとする。	
(9) 製袋加工精度	空気を入れて外部から圧力を加えたとき、シール部から破けないこと。	
(10) 開口性	切り口を軽く左右に滑らすと簡単に開口すること。	
(11) 外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図1のとおりとする。</li> <li>・ 指定色の混合割合が均一で、異物の付着又は混入による汚れ、傷等がないこと。</li> </ul>	
(12) 臭い	フィルム内外面に異臭（悪臭）がないこと。嫌臭剤を混合する場合は、犬、猫等の嫌う臭いを発するメントール、サリチル酸メチル系及びテルペノイド系等の嫌臭剤を使用するもの（混合率1%以上及び濃度10、000ppm以上）とする。	

(13) 包装用外装の外観

図2のとおりとする。

図1（第3条関係）

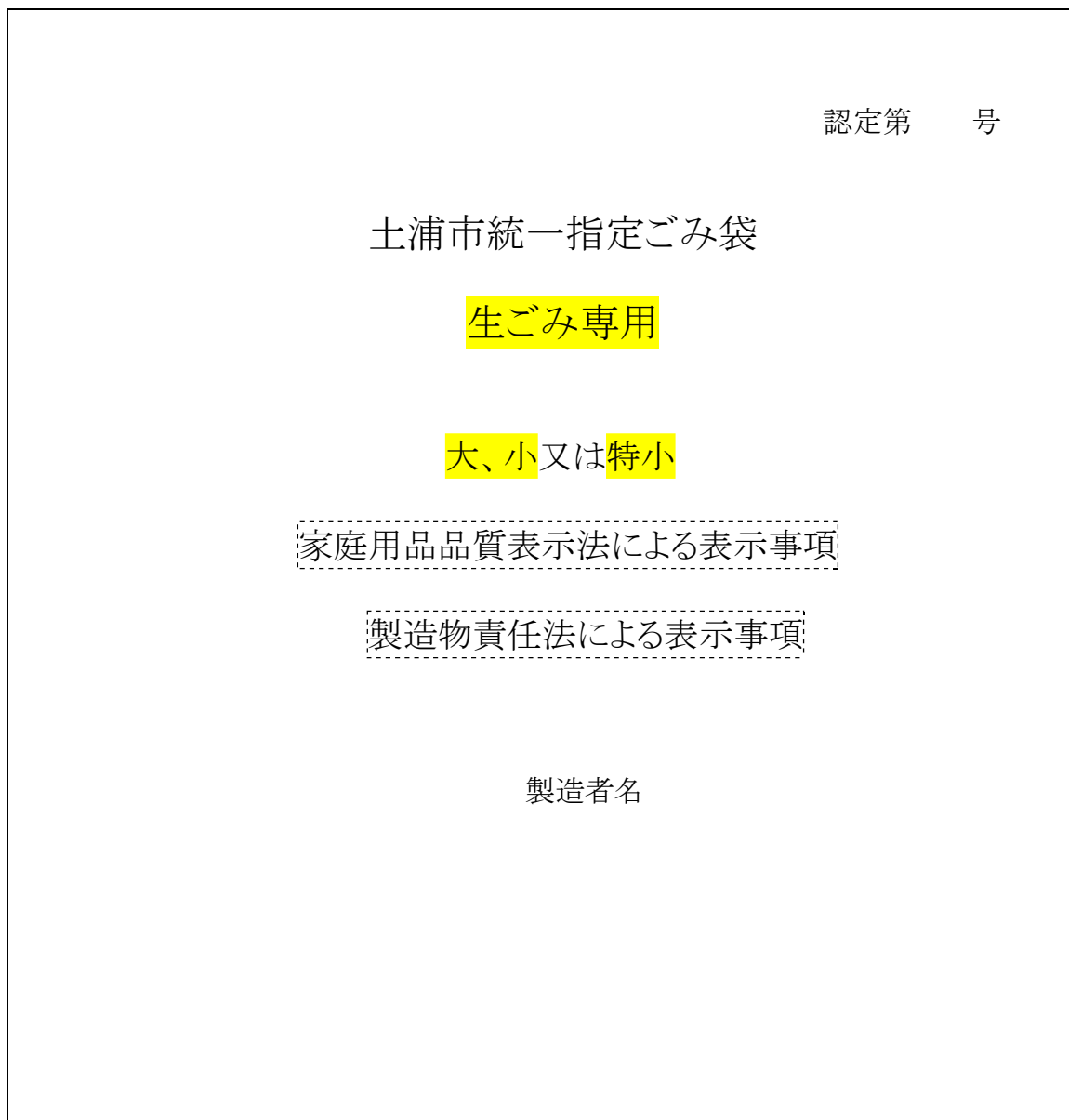


備考  部分については、大きさを表示すること。


図2（第3条関係）

包装用外袋

（ 表 面 ）



備 考

- 1  部分については、大きさを表示すること。
- 2 印刷の色及び印刷面
  - (1) 黒色
  - (2) 印刷面は表面のみで、裏面は印刷しないこと。